

〔平成21年スタート!〕

私の視点、私の感覚、
私の言葉で参加します。



裁判員制度

裁判員制度を ご存じですか!

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。この制度の創設を内容とする「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が、平成16年5月28日に公布されました。この制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

捜査

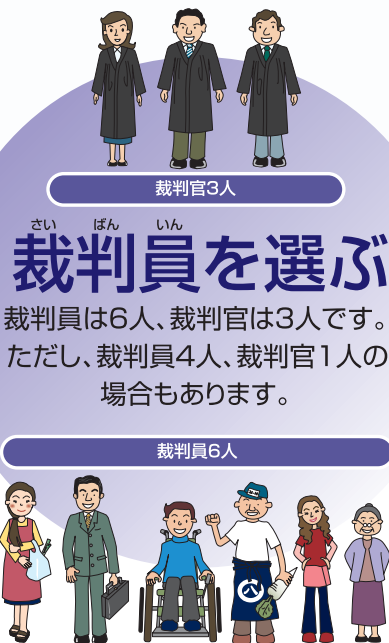
捜査機関（警察や検察官など）が証拠の収集などをします。

起訴

検察官が被疑者について裁判を求める手続です。

裁判の準備

充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護人が、前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。



私の視点、私の感覚、私の言葉で
参加します。



裁判員が参加する仕事

裁判を行う

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

評議・評決

裁判員と裁判官で話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決

裁判長が判決を言い渡します。

これからはじまる！ 裁判員制度



Q1

裁判員制度はなぜ導入されるのですか？

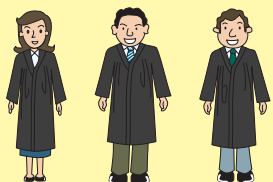
A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そして、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

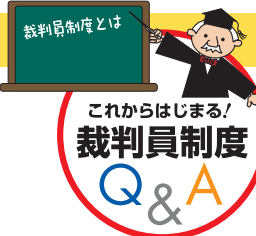
これまでの刑事裁判

裁判官3人



裁判員制度が導入されると…

裁判官3人+裁判員6人



Q2

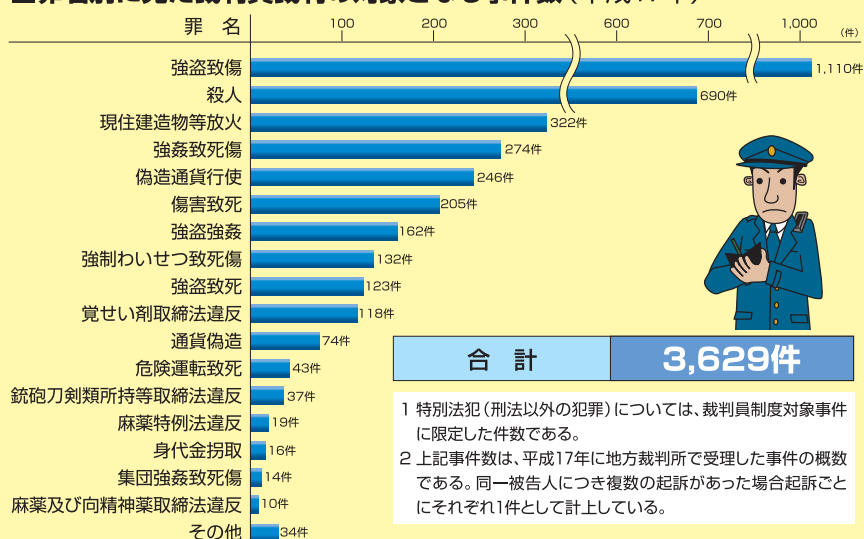
裁判員が参加するのは、どのような事件ですか？

A

代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

■罪名別に見た裁判員裁判の対象となる事件数(平成17年)





Q3

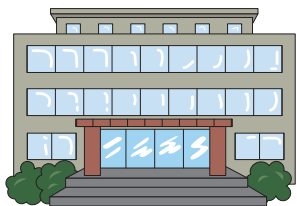
裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A

最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。

1 裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。



2 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

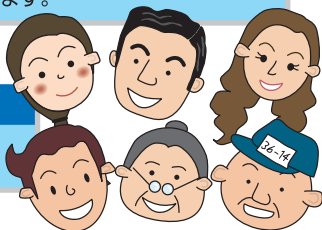
事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。

3 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、裁判員になれない理由(Q5参照)がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由(Q7参照)などについて質問されます。裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護士は、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができ、指名された人は候補者から除外されます。

4 裁判員が選ばれます。

除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。



Q4

裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

A

次のような仕事をするようになります。

1 公判に出席する(公開)

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理(公判といいます。)に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

2 評議、評決をする(非公開)

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)ことになります。

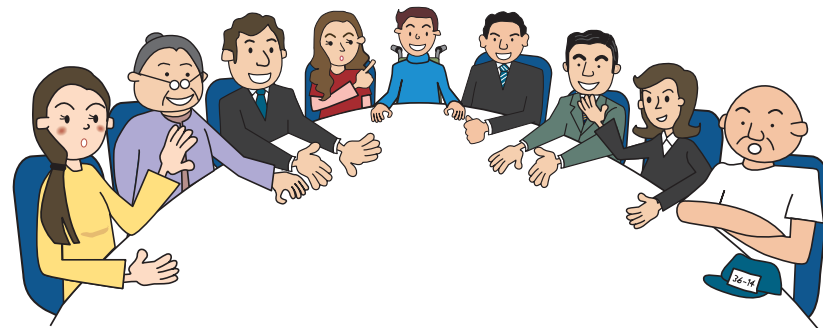
議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合、評決は、多数決により行われます。ただし、有罪であると判断するときや、刑の内容を決めるためには、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上を含む過半数の賛成が必要です(これによって有罪とならない場合は、すべて無罪になります。)

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

3 判決宣告(公開)

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。



Q5 裁判員になるために、資格はいらないのですか？



A 衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として、誰でもなることができます。ただし、次のような人は、裁判員になることができません。

1 欠格事由

- 義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。)
- 禁錮以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

2 就職禁止事由

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士等)、警察官
- 都道府県知事及び市町村長(特別区長も含む)
- 自衛官 など

3 事件に関連する不適格事由

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

4 その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認められた人

Q6 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A 裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを判断します。例えば、目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

さらに、検察官や弁護人も、裁判員のみなさんに分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

Q7 裁判員になることを辞退することはできますか？

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限りです。)
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ 一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

(やむを得ない理由とは、例えば)

- 重い病気・けが
- 同居の親族の介護・養育
- 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
- 父母の葬式等

裁判員になるにあたり、保育や介護等のサービスを利用することもできます。利用方法等は、今後裁判員制度の実施にあわせ、周知される予定です。

Q8 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。





Q9

裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどのようなものですか？

A

裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。

また、裁判員の仕事をする上で知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。

これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

Q10

裁判員になったことで
トラブルに巻き込まれますか？

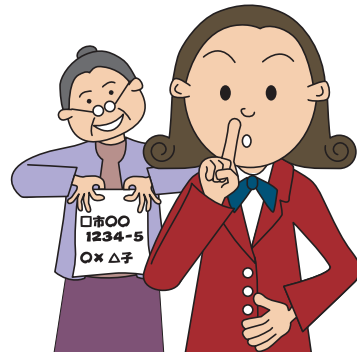
A

裁判員の名前や住所などは公にはされません。

評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。

裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。



Q11

裁判は時間がかかるのではないのですか？

A

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。

国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思えます。

Q12

裁判員には日当や交通費は
支払われるのですか？

A

支払われます。

なお、日当額については、
上限1万円と定められています。



Q13

裁判員候補者として裁判所から呼ばれる
可能性はどのくらいなのですか？

A

平成17年の裁判員制度の対象となる事件は3,629件でした。

日本全国の選挙権をもっている人の数が約1億299万人(平成17年9月現在)ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約285人から570人に1人が裁判員候補者として呼ばれることとなります。





裁判員制度

シンボルマークの意味

[かたち]

2つの円は「裁判官」と「裁判員」を表しています。2つの円が交わることで協力し合う姿勢を表しています。「∞」(無限大)を表現しています。法律を熟知した専門家である裁判官と、一般国民の代表である裁判員が協力し合うことで生じる効果が無限大であることを表しています。

[いろ]

親しみやすいパステル調の色合いをベースに、赤みがかった部分は「活発さ、情熱」を表現し、青みがかった部分は「冷静な判断」を表現しています。どちらの色が裁判官、裁判員という区別はしていません。

[イメージ]

「裁判員」のローマ字表記の頭文字「S」も表現しています。

● 問い合わせ先 ●

最高裁判所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2
TEL03-3264-8111
<http://www.courts.go.jp/>

法務省

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL03-3580-4111
<http://www.moj.go.jp/>

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL03-3580-9841
<http://www.nichibenren.or.jp/>